



手続き・申請

特別児童扶養手当「所得状況届」を忘れずに

伊奈庁舎社会福祉課

☎58・2111 (内線4102)

特別児童扶養手当を受給している方、所得限度額超過により支給停止中の方が、受給資格を継続するためには、毎年「所得状況届」の提出が必要です。

提出された所得状況届をもとに、受給者本人および同居親族などの所得状況を確認し、本年8月から翌年7月までの手当が受給できるかどうかを判定します。

受給者の方には、所得状況届書と同封した通知を送付します。提出がないと、手当の支給

◎4月に手当額を見直しました。
改定額は次表のとおりです。

改定額	これまで (改定前)	この4月から (改定後)
特別児童扶養手当 (1級)	52,200円	52,500円
特別児童扶養手当 (2級)	34,770円	34,970円

が遅れてしまうことがありますので、忘れずに提出をお願いします。

▼提出期間 8月3日(月)～31日(月) (土、日、祝日を除く)

▼提出場所 伊奈庁舎社会福祉課(6番窓口)

▼持参するもの 自宅に届い



お知らせ

プレミアム付商品券を販売しました

伊奈庁舎産業経済課

☎58・2111 (内線3102)

伊奈庁舎、谷和原庁舎など市内5カ所です。6月20日・21日の両日、プレミアム付商品券「あぶにーる」を販売しました。

プレミアム付商品券は、全部で4万冊用意しており、当日は第1次販売分として用意した2万1000冊をすべて販売しました。現在、第2次販売分の1万9000冊の販売を行っています(詳細は本紙2ページ)。

コロナ禍の今こそ地域を活性化させたい。そんな想いを込めて販売しています。ぜひ、この機会にプレミアム付商品券を

た通知をご覧ください。

※この手当は、精神または身体に重度・中度の障がいがある20歳未満の児童を、家庭で監護(保護者として生活の面倒をみること)している父または母、もしくは父母に代わって養育している方が受けられる手当です。なお、対象と思われる児童を監護していて、まだ申請をしていない方は、お問い合わせください。

使って地域の素敵なお店を再発見してみてください。



▶当日はたくさんの方が商品券を買いに訪れました



手続き・申請

児童扶養手当「現況届」を忘れずに

伊奈庁舎こども課

☎58・2111 (内線4205)

7月下旬に通知書を郵送

児童扶養手当を受給している方は、毎年8月に現況届の提出が必要です。7月下旬に通知書を郵送しましたので、8月31日(月)までに手続きをお願いします。

よび手当額を決定します。通知書がお手元に届きましたら内容を確認の上、必要書類を持参して、必ず窓口で手続きをお願いします。※対面での確認が必要なため、郵送不可となります。

現況届は、毎年8月1日における状況を、受給者本人に届け出たいただき、受給資格と前年の所得状況などを確認する重要な手続きです。この手続きにより、本年11月から翌年10月までの1年間の手当の受給資格お

現況届の提出がない場合は、11月分以降の手当を支給することができませんのでご注意ください。また、現況届未提出のまま2年間を経過すると、時効により手当の受給資格を喪失します。



手続き・申請

市競争入札参加資格申請の追加受付

伊奈庁舎財政課

☎58・2111 (内線2205)

市が発注する建設工事、業務委託および物品納入などの競争入札へ参加を希望する方の「入札参加資格申請」の追加受付を行います。

▼申請方法 郵送または持参
▼登録期間 10月1日(木)～令和3年3月31日(水)
▼受付場所・問い合わせ先 庁舎300・2395 つくばみらい市福田195

▼受付期間 8月3日(月)～14日(金) (土、日、祝日を除く)
▼提出書類 申請書・添付書類などの詳細については、市ホームページでご確認ください。

▼契約検査係 ☎58・2111 (内線2205)